

# 募集



## 保育園会計年度任用職員(保育士)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間)

有(、週3～5日(月～土曜日))

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し

※後日依頼のときに健康診断書

## 保育園会計年度任用職員(准看護師または看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間)

有(、週3～5日(月～土曜日))

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ 保育課

TEL 485・5988

FAX 443・2571

# 寄附



## 寄附のお礼

美☆寿サロン ゆいな 会員様

あま市のために

現金6,097円

山田 鈺治様

七宝小学校のために

現金1万円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 財政課

TEL 444・1714

FAX 444・0982

# 教育



## 私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

### 補助対象者

- (1) 令和5年10月1日において、私立高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校の後期課程、または専修学校の高等課程に在学する生徒の保護者等
- (2) 授業料等の負担額が年額10,000円以上の方
- (3) 令和5年10月1日に本市内に住所を有する方
- (4) 令和5年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入学金、教育充実費、諸会費、設備維持費及びこれらに類するもので、補助対象者が負担する経費を言います。

※公立・私立にかかわらず高等学校等を卒業、または修了したことがある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課窓口へ提出、または郵送し

てください。

令和5年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和5年1月1日に住民票のある市町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。また、対象生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要で

申請期間 10月2日(月)～11月30日(木)

(土・日曜・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

問合せ 学校教育課

TEL 444・0902

FAX 443・8210

## 外国人学校修学援助補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

### 補助対象者

- (1) 令和5年10月1日に、外国人学校に在籍する幼児または高等学校生徒の保護者等
- (2) 令和5年10月1日に、本市に住所を所有する方

(3)令和5年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

**補助金額**

幼児 年額12,000円

高等学校生徒 年額10,000円

**申請方法** 補助金交付申請書を学校教育課窓口に提出してください。

**令和5年1月2日以降にあま市へ転入された方**

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和5年1月1日に住民票のある市区町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。また、高等学校生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

**申請期間** 10月2日(月)～11月30日(木)

(土・日曜・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

**問合先** 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

**保険・年金**



国保特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診期限迫る!!

特定健康診査の受診期間は10月31日(火)までです。まだ受けられていない方は、早めに受診してください。

生活習慣病を予防するためには早期発見が決め手となります。年に一度の健康診査で、健康な毎日をお過ごしください。

受診をされる方は、希望する指定医療機関へ予約を入れて受診してください。

**対象** 国民健康保険の被保険者(40歳以上)・後期高齢者医療制度の被保険者

※対象の方には、5月下旬に健康診査受診券を送付しています。

※4月2日以降に国民健康保険に入された方で、受診希望の方はお問い合わせください。

**健診場所** 海部地区・津島市指定医療機関

健診費用 無料

**問合先** 保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683

FAX 443・3555

**環境・衛生**



10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

**家庭でできる生活排水対策**

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

**浄化槽の適正な管理**

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽を管理するすべての方は、法律で清掃、保守点検、法定検査を受

けなければならぬとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

**法定検査申込先**

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

☎481・7160

**問合先** 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

**犬や猫の飼い方について**

最近、犬や猫などのペットに関する苦情が、市に多く寄せられます。

**●散歩のときは必ずふんの後始末を**  
散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などでは、そのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

**●猫にもしつけを**

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。平面の運動は少なくとも、上下運動

ができる遊び場があれば、十分ストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

「ごみを減らしましょう」

家庭から出るごみのうち、約半分を占めているのが「生ごみ」です。

家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。

使いきり

余分な食材を買わない。  
買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。

食べきり

食べきれぬ分だけ作る。  
余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの工夫をする。

水きり

ネットなどに入れて水分をきる。  
生ごみは、約80%が水分です。水き

りをするこことで、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

防犯

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(水)～20日(金)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 暴力追放運動の推進

問合せ 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

ウォーキングによる防犯パトロール事業

あま市防犯協会では、地域の見守り活動として、ウォーキングをする際に合わせて防犯活動を行っていただけの方を募集します。



ウォーキングをしながら際に、配布する蛍光反射付きのベストを着用してもらい、地域の防犯意識を高め、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。

ウォーキングによる防犯パトロールは「団体で活動する防犯パトロール」とは異なり「個人の方によるボランティア活動」です。

申込 10月2日(月)から危機管理課窓口で配布します。ご希望の方は窓口で申請をお願いします。  
※50着、先着順とさせていただきます。

問合せ 防犯協会事務局(危機管理課)

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和5年7月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	4件	+2件
乗物盗(自動車盗など)	14件	+2件
非侵入盗(車上ねらいなど)	11件	+3件
計	29件	+7件

問合せ 危機管理課  
☎444・0862 FAX441・8330

交通安全

令和5年中交通事故死者数

地域	死者数
愛知県	82人
津島警察署管内	4人
あま市	0人

令和5年7月末現在  
問合せ 土木課  
☎441・7113 FAX441・8387

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.87

**名称** 四間橋の東側道路  
**場所** 丹波川中

ここは通学路。朝はここに路上駐車する大型トラックが多い。荷物の搬入時間を待っているのだから。ちょうどこの辺りは道路が広がっているため、トラックを停めるのに都合が良さそう。この道路は西尾張中央道につながり、木田駅方面への抜け道でもあるため交通量が多い。駐停車は場所と時間帯に配慮すること。心ない行為で、子どもたちを危険な目にあわせてはいけない。(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)  
**問合せ先** 土木課

☎441-7113  
FAX 441-8387

# 防災

## 海部地方防災リーダー養成講座

近年大規模な自然災害が多発しており、今まで以上に地域防災力の重要性が高まっています。そこで、地域防災の中心的な役割を担う「防災リーダー」の養成講座を開催します。

**日時** 12月9・16日(土)

いずれも午前9時30分～午後4時30分

**場所** 大治町スポーツセンター 2階 会議室兼研修室

**受講対象者**(次の全てに該当する方)

- ① 満15歳以上の方
- ② あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村のいずれかの市町村に在住・在勤・在学の方
- ③ 講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

**定員** 40人程度(応募者多数の場合には抽選)

### 講義内容

- ・ 災害時のライフラインについて
- ・ 災害時における一次救命処置について
- ・ 避難所での病気予防・ストレス対策について
- ・ 災害図上訓練(DIG)

**受講料** 無料

**申込期限** 10月27日(金)まで。危機管理課窓口または電話でお申し込みください。

**申込・問合せ先** 危機管理課

☎444-0862  
FAX 441-8330

## 家具転倒防止器具の取付支援

市では家具転倒防止器具の取付支援を行っています。

**対象**(同一年度に1回まで)

- ① 高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③ 中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

**受付期間** 令和6年2月29日(木)まで

に所定の申請書に必要事項を記入し、危機管理課へお申し込みください。(土・日曜・祝日・年末年始を除く)ただし、定数70件に達した場合は受付を終了します。

### 事業の内容等

- ① 家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ② 家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ③ 対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。

**問合せ先** 危機管理課

☎444-0862  
FAX 441-8330

